



市政



傍聴しませんか

市議会6月定例会

問い合わせ先 議事課議事担当

☎(584)1111(代) ☎(584)1146

6月に開かれる議会の日程をお知らせします。

日程・内容

- ▷5日(木): 本会議(議案の上程、提案理由の説明)
- ▷9日(月): 本会議(議案質疑、委員会付託など)
- ▷10日(火)、11日(水)、12日(木): 各常任委員会(議案審査)

▷16日(月)、17日(火): 本会議(一般質問)

※ケーブルステーション福岡と動画共有サイトYouTube^{ユーチューブ}で放映予定です。

▷18日(水): 各常任委員会(議案採決)

▷19日(木): 各常任委員会(所管事務の調査)

▷20日(金): 各常任委員会(閉会中の調査事件の調整など)

▷23日(月): 本会議(委員長報告、質疑、討論、採決)

※都合により日程が変更になることがあります。

福祉



7月1日は「更生保護の日」

7月は「社会を明るくする運動」強調月間です

問い合わせ先 人権男女共同参画課人権男女共同参画担当

☎(584)1201 ☎(584)1181

市は、市民の皆さんが更生保護活動への理解を深め、犯罪や非行のない地域づくりを考える機会になるよう「社会を明るくする運動」を推進しています。

○更生保護とは

罪を犯した人たちの立ち直りを助け、再び犯罪や非行に陥らないよう支援することです。この活動には、保護司をはじめ、多くの人が関わっています。

▷保護司

法務大臣から委嘱を受け、地域で更生保護活動を行うボランティアです。

▷協力雇用主

犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが難しい刑務所出所者を、事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主です。

※保護司や協力雇用主の活動に関心がある人は、問い合わせてください。

○第75回「社会を明るくする運動」推進大会(無料)

手話通訳もあります。

日時 7月5日(土)

午前10時~11時30分

場所 ふれあい文化センター旧館大会議室

内容 中学生による作文の発表(「社会を明るくする運動」作文コンクールの優秀作品)など

保護司名簿(順不同、敬称略)

(令和7年4月1日現在)

氏名	ふりがな	中学校区
長野 義雄	ながの よしお	春日北中
中村 美佐子	なかむら みさこ	
松尾 秀則	まつお ひでのり	春日中
木本 美香	きもと みか	
杉田 美奈子	すぎた みなこ	
内野 明浩	うちの あきひろ	
白水 浩樹	しろうず ひろき	春日東中
金堂 実	かなどう みのる	
竹中 力	たけなか ちから	
立野 勇樹	たての ゆうき	
森 二三夫	もり ふみお	春日野中
原 克巳	はら かつみ	
金堂 雅文	かなどう まさふみ	春日西中
白山 義章	しらやま よしあき	
松本 孝明	まつもと たかあき	
染原 利幸	そめはら としゆき	
神代 憲暁	くましろ のりあき	春日南中
藤井 卓	ふじい たかし	
松尾 真司	まつお しんじ	



問い合わせ先 ▶ 法務局
☎0570(05)0310



問い合わせ先 ▶ こども未来課こども政策・給付担当
☎(584) 1111(代) **F**(584) 1115 **ID** 1015971

市政



出前トーク「市長と語る」 6・7月の日程

問い合わせ先 経営企画課企画担当

☎(584)1111(代) 📠(584)1145 📠 1006782

○地区トーク

より良い春日のまちづくりのため、市長が各地区公民館を訪問し、市民の皆さんと意見を交換します。

期日・場所

- ▷6月25日(水)：須玖南地区公民館
- ▷6月30日(月)：桜ヶ丘地区公民館
- ▷7月1日(火)：大土居地区公民館
- ▷7月3日(木)：白水池地区公民館
- ▷7月8日(火)：天神山地区公民館
- ▷7月10日(木)：松ヶ丘地区公民館
- ▷7月14日(月)：塚原台地区公民館
- ▷7月17日(木)：紅葉ヶ丘地区公民館
- ▷7月18日(金)：惣利地区公民館
- ▷7月24日(木)：光町地区公民館
- ▷7月28日(月)：小倉東地区公民館
- ▷7月31日(木)：千歳町地区公民館

時間 午後7時～8時30分

○全体トーク(障がい者対象)

障がいのある人やその家族などと意見を交換します。手話通訳と要約筆記を行います。

日時 7月6日(日)

午前10時～11時30分

場所 いきいきプラザ健康指導室

募集



推薦してください 市民表彰候補者

提出・問い合わせ先 総務課総務担当(〒816-8501春日市役所)

☎(981)0117 📠(584)1142 📠 1005717

市は、さまざまな分野で市に貢献した人や市民の模範となる人などを表彰しています。受賞者は、表彰審査委員会で審査の上、決定します。

表彰式は11月3日(月)・(祝)に行います。

表彰区分・対象

▷市民功労表彰

地域の振興や市政の発展、市民生活の向上などに寄与し、功績があった人や団体

▷市民活動表彰

ボランティアや善行などの活動において功績があった人や団体

▷市民文化賞

学術や芸術、文化活動で活躍した人や団体

▷市民スポーツ賞

スポーツ活動で全国的に活躍した人や団体(例：全国大会3位以上など)

推薦方法 6月30日(月)(必着)までに郵便または窓口で推薦書を提出する

※提出書類は返却しません。

推薦書・要領配布場所 総務課窓口、いきいきプラザ、ふれあい文化センター旧館(文化スポーツ課)、市民図書館、総合スポーツセンター、奴国の丘歴史資料館

※市ウェブサイトでも入手できます。

募集



委員を募集します 市国民健康保険運営協議会

応募・問い合わせ先 国保医療課国保担当(〒816-8501春日市役所)

☎(584)1121 📠(584)1141 📠 1009848

国民健康保険事業の運営に関する事項を審議する、国民健康保険運営協議会の委員を募集します。

対象 市に居住する18歳以上の市国民健康保険被保険者(加入者)で、国民健康保険事業の運営に関心がある人

※任期中に後期高齢者医療制度に加入する人、既に他の

付属機関の委員になっている人は除きます。

任期 8月1日～令和10年7月31日(3年間)

報酬 会議出席1回当たり6,500円(別途、旅費として1,000円程度支給)

募集人員 3人以内

選考方法 書類審査、面接

応募方法 6月13日(金)(必着)までに、郵便か窓口で申込書を提出する

※申込書は、窓口または市ウェブサイトで入手できます。

募集



思い出に残る式典を作ませんか 令和8年春日市二十歳のつどい実行委員募集

応募・問い合わせ先 地域教育課地域教育担当

☎(981)0101 📠(584)1153 📠 1007140

○実行委員募集

対象 春日市にゆかりのある平成17年4月2日～同18年4月1日に生まれた人

活動内容 式典の運営、アトラクションや記念品の企画など

※月2回程度、話し合いをします。第1回目は8月上旬に実施予定です。

応募方法 7月25日(金)までに市ウェブサイトから申し込む



▲市ウェブサイト

○令和8年春日市二十歳のつどい

日時 令和8年1月12日(月)・(祝)

午前10時30分～(開場:午前10時)

場所 クローバープラザ大ホール(原町3-1-7)



▲式典の様子

募集



入居者を募集します 市営住宅(抽選方式)

応募・問い合わせ先 管財課管財担当(〒816-8501春日市役所)

☎(584)1111(代) 📠(584)1145 📠 1001324

応募方法など詳しくは、6月20日(金)から配布する募集案内書を確認してください。

※募集案内書と申込書は、市ウェブサイトまたは管財課窓口、いきいきプラザで入手できます。

主な申込資格

▷入居予定者が市内に住んでいるか、市内に1年以上勤務している

▷世帯全員の収入から、諸控除を引いた月収額が一定基準以内(収入基準は世帯構成や住宅の種類により異なる)

▷入居予定の申込者が成人であり、原則として同居する親族がいる

※60歳以上の人、障がい者手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)の交付を受けている人、生活保護を受給している人、DV被害者などは、単身で申し込みができる場合があります。

募集住宅

○若草市営住宅(弥生1-1)

▷一般世帯向け住宅(単身入居可能住宅あり)

2DK:3戸

3DK:2戸

○欽修市営住宅(桜ヶ丘8-5)

▷一般世帯向け住宅(単身入居可能住宅あり)

2DK:1戸

3DK:1戸

○大和市営住宅(大和町1-4-1)

▷一般世帯向け住宅

3DK:1戸

○上白水市営住宅(上白水3-40)

▷一般世帯向け住宅(単身入居可能住宅あり)

2DK:11戸

3DK:4戸

2LDK:2戸

▷子育て世帯向け住宅

3DK:4戸

▷車いす常用者向け住宅

2DK:1戸

家賃 2万700円～(間取りや築年数、世帯全員の収入などによる)

※家賃額は毎年変動します。

募集期間 6月20日(金)～30日(月)(消印有効)

※先着順ではありません。

応募方法 市ウェブサイトから申し込むか、郵便で申込書を提出する

入居までの流れ

▷抽選会・抽選結果発表 7月中旬

※高齢者、障がい者、一人親、子育て、DV被害者の世帯などは抽選の際に優遇措置があります(条件あり)。

※結果発表後、当選者の資格審査を行います。

▷入居予定 9月ごろ

年金



国民年金第1号被保険者が対象

産前産後期間の国民年金保険料免除制度

申請・問い合わせ先

▷南福岡年金事務所国民年金課 (〒815-8558福岡市南区塩原3-1-27)

☎(552)61112(自動音声案内②番→②番を押す)

☎(541)7649

▷市民課年金担当

☎(584)1111(代) ☎(584)1141 市ウェブサイト 1001484

産前産後期間は国民年金保険料(定額)が免除され、保険料が免除された期間も納付したものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。該当する人は申請してください。

すでに国民年金保険料免除・納付猶予、学生納付特例が承認されている場合でも、届け出が可能です。出産予定日の6カ月前から申請でき、まだ届け出をしていない人もさかのぼって申請できます。

対象 次の全ての要件を満たす人

▷国民年金第1号被保険者(20歳以上60歳未満で自営業者・農業者・学生・無職の人など)

▷出産日が平成31年2月1日以降

▷妊娠85日(4カ月)以上で出産(死産、流産、早産を含む)または出産予定

免除期間 出産予定日または出産日の属する月の前月から4カ月間(多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間)

申請方法

▷マイナポータルで電子申請

母子健康手帳の申請者の氏名、出産日または出産予定日が分かるページの画像を添付する

▷郵便で手続き

届出書と母子健康手帳の申請者の氏名、出産日または予定日が分かるページの写しを年金事務所へ郵送する

※届出書は年金事務所から取り寄せるか、日本年金機構ウェブサイトで入手できます。

▷窓口で手続き

次の必要書類を持参する

▶本人が手続きをする場合

- ・母子健康手帳
- ・マイナンバーカードまたは本人確認書類(※1)

▶代理人が手続きをする場合

- ・母子健康手帳
- ・委任状(同居の親族でも必要、様式は任意)
- ・代理人の本人確認書類(※1)

※1 本人確認書類とは、顔写真付きの官公署が発行したものです。持っていない場合は、健康保険被保険者証、資格確認書や日本年金機構から送付された書類など基礎年金番号が分かるもの2点必要です。

申請後の流れ

▷保険料を納付済みの場合

日本年金機構から還付(返金)などについての通知が届きます。

▷保険料が免除(学生納付特例)承認済み期間中の場合

産前産後期間の免除申請後、納付済みに切り替わります。

○付加保険料の納付

申し出により、付加保険料(月額400円)を納めることができます。

申請免除(学生納付特例)承認済みの期間、保険料納付済みの期間問わず、付加保険料のみを納付できます。

※「200円×付加保険料を納めた月数」が将来受給する老齢基礎年金の年額に上乗せされます

※付加保険料は、事前申し込みができません。希望する月に届け出てください。



▲日本年金機構ウェブサイト



市政



発行を開始します 令和7年度所得証明書など

問い合わせ先

- ▷ 証明書の発行について：市民課受付戸籍担当
- ▷ 証明書の内容について：税務課市民税担当
- ☎(584)1111(代) 📠(584)1141 📠 1000859

令和7年度の所得証明書・所得課税(非課税)証明書・非課税証明書の発行を開始します。

※確定申告の提出が遅くなった場合や、市に前年中の収入などの資料が届いていない場合は、証明書の発行ができないことがあります。

開始日 6月2日(月)

○証明書コンビニ交付サービス(📠 1000848)

場所 マルチコピー機が設置されているコンビニエンスストアなど

手数料 1通250円

利用に必要なもの マイナンバーカード(利用者証明用電子証明書付きのもの)

注意事項

- ▷ マイナンバーカードの申請方法などは、マイナンバーカード総合サイトを見てください。
- ▷ コンビニ交付サービスでは、「非課税証明書」と春日市から転出している人の証明書は発行できません。
- ▷ マイナンバーカードを利用する際は、4桁の暗証番号が必要です。

○窓口交付

場所 市役所証明書発行窓口、西出張所

手数料 1通300円

持ってくるもの

- ▷ 本人の場合：本人確認書類(※1)
- ▷ 代理人(家族含む)の場合：代理人の本人確認書類(※1)、委任状
- ※1 本人確認書類とは、マイナンバーカードなど顔写真付きの官公署が発行したものです。持っていない場合は、健康保険被保険者証や年金手帳などの2点が必要です。

環境・生活



費用を補助します 飼い主のいないネコの不妊去勢手術

申請・問い合わせ先 環境課生活環境担当

☎(584)1111(代) 📠(584)1147 📠 1001270

飼い主のいないネコに、かわいそうだという気持ちで餌を与えるだけでは、ふん尿被害や鳴き声などで近所とのトラブルに発展してしまいます。

また、無責任な餌やりによってネコが繁殖し、病気や事故も増加します。

屋外で世話をする場合、周囲へ配慮し、責任を持って行いましょう。

周囲への配慮

- ▷ 餌は自宅敷地内などの許可が得られている場所でいい、置きっ放しやバラマキをしない
- ▷ ふん尿は掃除し、ネコ用トイレを設置する
- ▷ 繁殖しないように不妊去勢手術をする
- ▷ 近所の理解を得られるようにする

不妊去勢手術

飼い主のいないネコを増やさないためにも不妊去勢手術を受けさせましょう。手術をすることで、次のようなメリッ

トがあります。

- ▷ 発情が無くなり、鳴き声やけんか行動が減少する。
- ▷ マーキング行動が収まり、尿の臭いが軽減する。
- ▷ 繁殖のストレスから解放され、穏やかになる。

○不妊去勢手術費補助事業

市は、飼い主のいないネコの不妊去勢手術費の補助を行っています。希望する人は、必ず手術前に申請してください。

補助上限額

- ▷ 不妊手術：2万6,000円
- ▷ 去勢手術：1万6,000円

※補助には条件があります。詳しくは問い合わせてください。



安全・安心



費用の一部を補助します ブロック塀などの撤去

申請・問い合わせ先 都市計画課計画担当

☎(584)1111(代) ☎(584)1143 ID 1001328

地震によるブロック塀などの倒壊による被害防止や、避難経路の確保を目的に、道路沿いのブロック塀などを撤去する場合、費用の一部を補助します。

詳しくは市ウェブサイトを見るか、問い合わせてください。

対象となる工事 道路に面していて、地震により倒壊する危険性があると判定されたブロック塀などを全部または一部撤去する工事

※ブロック塀などとは、補強コンクリートブロック造または組積造(れんが造、石造、コンクリートブロック造など)の塀をいいます。

補助金額 撤去に要する経費の3分の2または16万円のいずれか低い額

※予算の範囲内で申込先着順で受け付けます。

申請期限 11月14日(金)

注意事項

- ▷補助には条件があるため、申請前に事前相談が必要です(耐震診断、工期、対象要件など)。
- ▷申請時点で既に契約・着手している場合は、補助の対象外です。
- ▷他の制度の補助を受けている場合は、対象外です。
- ▷完了後は実績報告書の提出が必要です(提出期限：令和8年2月6日(金))。



▲市ウェブサイト



安全・安心



費用の一部を補助します 木造住宅の補強や取り壊し

申請・問い合わせ先 都市計画課計画担当

☎(584)1111(代) ☎(584)1143 ID 1001327

震災に強いまちづくりの推進や脱炭素社会の実現を目的に、住宅の性能向上改修、建て替えや空き家の解体などに伴う住宅の除却費の一部を助成します。

なお、性能向上改修では、原則として耐震改修と併せて省エネルギー改修を行う必要があります。

詳しくは市ウェブサイトを見るか、問い合わせてください。

対象となる住宅 昭和56年5月31日以前に市内で建築または工事着工された木造建築物

補助金額 性能向上改修費の25%(上限45万円)

▷耐震改修分30万円、省エネ改修分15万円を上限とします。

▷住み替えなどに伴う建築物の除却の場合、解体・撤去に要する経費またはその住宅の耐震改修に要する経費のいずれか低い方の23%(上限20~30万円)です。

※予算の範囲内で、申込先着順で受け付けます。

申請期限 11月14日(金)

注意事項

- ▷申請前に事前相談が必要です(耐震診断、工期、対象要件など)。
- ▷申請時点で既に契約・着手している場合は、補助の対象外です。
- ▷リフォーム工事などを同時に行う場合、性能向上改修部分以外は補助対象外です。
- ▷完了後は実績報告書の提出が必要です(提出期限：令和8年2月6日(金))。



▲市ウェブサイト

市政



6月中旬に送付します

令和7年度国民健康保険税(国保税)納税通知書

問い合わせ先 国保医療課国保担当

☎(584) 1111(代) ☎(584) 1141

国民健康保険(以下、国保)加入世帯に、令和7年度の国保税納税通知書を送付します。

※納税通知書の送付後に所得を把握した場合は、税額変更通知書を送付します。

○国保税の計算

令和7年度の国保税は、加入者の人数と、令和6年1～12月までの所得から計算します。

40歳以上65歳未満の加入者(介護保険第2号被保険者)は、介護納付金分が加算されます。

令和7年度中に75歳になる加入者は、75歳の誕生日を含む月以降の国保税は含めずに計算しています。

なお、令和7年度は、税制改正に伴い軽減対象世帯

の拡大および国保税の課税限度額が改正されています(税率は変更なし)。

詳しい計算方法は、納税通知書に同封の「こくほとらの巻」を確認してください。

○納税義務者と申告

国保税の納税義務者は、世帯主です。世帯主が国保に加入していない場合でも、国保税の納税義務者(擬制世帯主)となります。ただし、一定の条件を満たせば、届け出により国保加入者を納税義務者に変更することができます。

なお、国保加入者と擬制世帯主は、所得の有無にかかわらず、前年中の所得を申告する必要があります。未申告の世帯には申告書を送付していますので、速やかに申告してください。

市政



申請を受け付けます

はり・きゅう費の助成と受療証の更新

申請・問い合わせ先 国保医療課国保担当

☎(584) 1111(代) ☎(584) 1141 ☎ 1013048

市国民健康保険に加入している人は、申請をすると、市国民健康保険はり・きゅう受療証の交付を受けることができます。

有効期間は毎年6月末日まで(75歳になる人は75歳の誕生日の前日まで)です。7月1日から有効な受療証は、6月16日(月)から申請を受け付けます。

助成対象施術 一つの疾病に限り、1日1回、1カ月に10回まで

※2カ所以上の施術所で施術を受けた場合でも、対象となる回数は変わりません。

本人負担額

▷1術(はりまたはきゅう)：640円

▷2術(はりおよびきゅう)：760円

申請に必要なもの 届出者の本人確認書類、委任状(別世帯の人が申請する場合)

※本人確認書類は、公的機関が発行した顔写真付きの証明書(マイナンバーカードなど)であれば1点、顔写真

付きのものを持っていない場合は、公的機関が発行した書類などが2点必要です。

注意事項

▷受療の際は、受療証と市国民健康保険被保険者であることが分かる書類を必ず提示してください。

▷助成対象外の施術を受ける場合は、別料金です。受療の際は、施術の内容や料金を施術所に確認してください。

▷後期高齢者にも同様の制度(有効期限は毎年3月末日、4月更新)があります。詳しくは問い合わせてください。



市政



送付します

令和7年度介護保険料納入通知書

問い合わせ先 高齢課介護保険担当

☎(584)1111(代) ☎(584)3090

介護保険料を普通徴収(納付書払いまたは口座振替)で納める人に、令和7年度の介護保険料納入通知書を6月中旬に送ります。

※特別徴収(年金から差し引き)の人の介護保険料納入通知書は、7月下旬に送ります。

普通徴収の対象 65歳以上で、年金から介護保険料を差し引きされていない人(令和7年4月以降に65歳になった人や他市町村から転入した人、年金の支給額が年間18万円未満の人など)

納期 6月～令和8年3月まで(10回)

※年度の途中から特別徴収が始まる人は、その前月までが納期となります。

市政



税金や保険料の納付

便利な支払方法を案内します

問い合わせ先 収納課収納管理担当

☎(584)1111(代) ☎(584)1141 ID 1007394

○口座振替

次の3つの方法で申し込みができます。

▷口座振替申込用紙

申込可能な金融機関 筑紫農業協同組合、福岡銀行、西日本シティ銀行、みずほ銀行、筑邦銀行、佐賀銀行、十八親和銀行、福岡中央銀行、熊本銀行、佐賀共栄銀行、福岡信用金庫、福岡県信用組合、ゆうちょ銀行

必要なもの 預金通帳、通帳印、納税(納付)通知書などの納付番号が分かるもの

申込先 各金融機関窓口

※申込用紙は市内の金融機関や収納課窓口にあります。

▷キャッシュカード

市役所窓口にある受付専用端末にキャッシュカードを通して暗証番号を入力するだけで手続きできます。

申込可能な金融機関 筑紫農業協同組合、福岡銀行、西日本シティ銀行、筑邦銀行、佐賀銀行、福岡中央銀行、ゆうちょ銀行

必要なもの キャッシュカード

申込先 収納課、国保医療課、税務課(資産税担当)、高齢課

▷インターネット

パソコンやスマートフォンなどでいつでも申し込みができます。

申込可能な金融機関 福岡銀行、西日本シティ銀行、

筑邦銀行、佐賀銀行、十八親和銀行

○キャッシュレス決済(スマホ決済)

スマートフォン決済アプリで、いつでもどこでも納付ができます。納付書に印字されたバーコードまたはQRコード(eL-QR)をスマートフォンのアプリで読み取り決済します。

▷バーコード対応アプリ

PayPay請求書払い、PayB、支払秘書、J-Coin請求書払い、d払い請求書払い、auPAY(請求書支払い)

▷eL-QR対応アプリ

地方税お支払サイトを見てください。

○現金での納付

金融機関窓口の他、コンビニエンスストアでは早朝や夜間などでも支払いができます。

※指定納期限を経過したものや金額が30万円を超えるものなど、コンビニエンスストアで納付できない場合があります。

※eL-QRが印字された納付書では従来の市指定収納金融機関に加え、全国のeL-QR対応金融機関でも支払いができます。対応金融機関は地方税お支払サイトを見てください。

○クレジットカード・インターネットバンキング

パソコンやスマートフォンで地方税お支払サイトにアクセスし、eL-QRを読み取るか34桁のeL番号を入力してください。



福祉



負担限度額認定の申請を受け付けます

介護保険施設などにおける食費・居住費(滞在費)

申請・問い合わせ先 高齢課指定指導担当(〒816-8501春日市役所)

☎(584)1111(代) 📠(584)3090 🆔 1006272

介護保険施設やショートステイ利用時の食費・居住費(滞在費)について、低所得者に負担軽減を行っています。

現在認定を受けている人の有効期間は、7月31日(休)までですので、期間内に更新手続きをしてください。8月からの新規申請は、8月1日(金)以降に受け付けます。

対象 別表1参照

負担限度額(1日当たり) 別表2参照

申請に必要なもの

- ▷介護保険負担限度額認定申請書(裏面:同意書)
- ▷本人および配偶者のマイナンバーカードまたは通知カード
- ▷介護保険被保険者証(写しも可)
- ▷本人および配偶者の全ての通帳の写し(直近の最終残高を記載したページ、銀行・支店名、口座番号、口座名義が分かるページ、定期預金のページなど)

注意事項

- ▷預貯金などが段階ごとに定められた額を超える場合は軽減が受けられません。
- ▷有価証券などの資産があれば、現在の評価額が分かるものを添付してください。
- ▷預貯金について、必要があると判断した場合には、申請書裏面の同意書に基づき、金融機関に照会することがあります。
- ▷虚偽や不正行為によりサービス費の給付を受けた場合には、給付した額の返還に加えて、最大で給付額の2倍の加算額が課されます。

申請方法 7月4日(金)までに郵便か窓口で必要書類を提出する

※決定通知は、7月末に送付予定です。

※期限後も随時受け付けますが、審査に時間を要するため、決定通知が遅れることがあります。なお、申請日が8月以降の認定期間は申請日の属する月の初日からとなります。

別表1

利用者負担段階	対象	預貯金等資産要件(※2)
第1段階	・世帯全員(※1)が市町村民税非課税の人で、老齢福祉年金を受給している人 ・生活保護を受給している人	単身 1,000万円以下 夫婦 2,000万円以下
第2段階	・世帯全員(※1)が市町村民税非課税の人で、前年の合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が年間で80万9,000円以下の人	単身 650万円以下 夫婦 1,650万円以下
第3段階(1)	・世帯全員(※1)が市町村民税非課税の人で、前年の合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が年間で80万9,000円超120万円以下の人	単身 550万円以下 夫婦 1,550万円以下
第3段階(2)	・世帯全員(※1)が市町村民税非課税の人で、前年の合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が年間で120万円超の人	単身 500万円以下 夫婦 1,500万円以下

※1 世帯分離をしている配偶者も含みます。

※2 第2号被保険者(40~64歳の人)の預貯金等資産要件は、単身で1,000万円以下、夫婦で2,000万円以下です。

別表2

(日額)

利用者負担段階	居住費				食費	
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室		多床室	
			①特養など	②老健・医療院など	①特養など	②老健・医療院など
第1段階	880円	550円	380円	550円	0円	300円
第2段階	880円	550円	480円	550円	430円	390円 600円
第3段階(1)	1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円	650円 1,000円
第3段階(2)						1,360円 1,300円
一般(基準費用額)	2,066円	1,728円	1,231円	1,728円	915円 437円	1,445円

※ 認定を受けた段階の負担限度額までを負担し、残りの基準費用額との差額は介護保険から給付されます。

※ ①は特別養護老人ホーム、短期入所生活介護の場合、②は介護老人保健施設、介護医療院、短期入所療養介護の場合です。

講演講座



スマホの疑問を解決しませんか スマホ教室@スマサポ号(無料)

申込先 ソフトバンク専用コールセンター

☎0800(111)9442(午前10時～午後6時、土・日曜日
も可)

問い合わせ先 デジタル政策課デジタル政策担当

☎(584)1118 ☎(584)1145 ① 1011730

専用車(スマサポ号)内で、オンラインでの講座を受講
できます。貸出機を使用しますので、スマートフォン(ス
マホ)を持っていない人も参加できます。

日時・場所・内容 別表参照

定員 各3人(申込先着順)

申込方法 開催日前日の午後6時までにソフトバンク専用
コールセンターに電話で申し込む

※予約に空きがある場合は、当日参加も可能です。



別表 6月開催スケジュール

期日	午前11時～正午	午後0時30分～1時30分	午後2時30分～3時30分	午後3時45分～4時45分	場所
3日 (火)	iPhoneの使い方 (入門編)※1	iPhoneの使い方 (基礎編)※2	iPhoneの使い方 (応用編)※3	マイナポータルの 活用方法※4	いきいきプラザ
6日 (金)	スマホを触ってみよう※5	Androidの使い方 (入門編)※1	Androidの使い方 (基礎編)※2	Androidの使い方 (応用編)※3	市役所
10日 (火)	アプリで ネットショッピング※6	スマホ決済の使い方※7	フリマアプリで 購入や出品※8	スマホの セキュリティについて※9	市役所
13日 (金)	スマホを触ってみよう※5	Androidの使い方 (入門編)※1	Androidの使い方 (基礎編)※2	Androidの使い方 (応用編)※3	いきいきプラザ
17日 (火)	アプリで ネットショッピング※6	スマホ決済の使い方※7	フリマアプリで 購入や出品※8	フィルタリングと ネットの危険性※10	いきいきプラザ
20日 (金)	健康保険証利用の登録・ 公金受取口座の登録	iPhoneの使い方 (入門編)※1	iPhoneの使い方 (基礎編)※2	iPhoneの使い方 (応用編)※3	市役所
24日 (火)	スマホを触ってみよう※5	Androidの使い方 (入門編)※1	Androidの使い方 (基礎編)※2	Androidの使い方 (応用編)※3	市役所
27日 (金)	始めよう! 災害の備え※11	iPhoneの使い方 (入門編)※1	iPhoneの使い方 (基礎編)※2	iPhoneの使い方 (応用編)※3	いきいきプラザ

※1 スマホの画面の見方、電話、文字入力、メール

※2 マップを使いながら基本操作、ルート検索、カメラの撮影、動画の撮影、QRコード読み取り

※3 インターネットの調べ方、音声操作、アプリの追加方法、移動方法

※4 「マイナポータルアプリ」の説明や設定方法、健康保険証との連携方法

※5 マップを使いながらスマホの指の操作を学ぶ、カメラ、音声アシスタント機能

※6 商品の探し方、注文、支払い方法

※7 スマホ決済とは、不安要素と対処法、アプリ登録、体験

※8 フリマアプリとは、アプリ比較、出品体験、売れたらどうする?

※9 よくある不安、詐欺の手口、安全な使い方

※10 スマホの危険性、フィルタリングを使用するために

※11 防災対策・情報収集、お薦めの防災アプリ